

慶 弔 規 程

(一般社団法人 大阪府信用組合協会)

第 1 条 この協会の会員たる組合(以下会員組合と称する)及び会員組合の役員(以下組合役員と称する)に下記各号に該当する事項があったときは、この規程によって慶弔の意を表し又は餞別、見舞を行う。

第 2 条 会員組合に次の事項が生じたときは、別表1に定める慶弔金品を贈る。

- (1) 会員組合が店舗を新設又は新築移転したとき
- (2) 会員組合が10年を倍数する創立周年記念式を開催するとき
- (3) 会員組合が災害等により甚大な被害を受けたとき
- (4) その他協会長が特に必要と認めたとき

第 3 条 組合役員に次の事項が生じたときは、別表2に定める慶弔金品を贈る。

- (1) 組合役員が叙勲、国家褒章、知事表彰(産業功労)ならびにこれに準ずる荣誉に浴されたとき
- (2) 組合役員を退職したとき
- (3) 死亡、病気、天災、または不慮の災害等があったとき
- (4) その他協会長が特に必要と認めたとき

第 4 条 前項の組合役員とは会員組合の理事会長、理事長、組合長及び常勤役員をいう。

第 5 条 前各条とこれに類する事項の認定は当該会員組合より協会に連絡があったとき、協会長がこれを決しその措置を行う。

附 則

- 1 本規程により措置した事項は成可く速かに会員組合に通知するものとする。
- 2 本規程は昭和47年 8月15日より実施する。
- 3 本規程は昭和55年 8月 4日より一部改正実施する。
- 4 本規程は平成18年 2月 7日より一部改正実施する。

【別表 1】

(会 員 組 合 関 係)

項	区 分		主たる事務所	従たる事務所
1	店	新設または新築	30,000円	
	舗	増改築または移転	30,000円	
2	10年倍数周年記念式		30,000円	
3	災	全壊またはこれと同程度の被害があったとき	30,000円	
	害	半壊またはこれと同程度の被害があったとき	30,000円	
4	その他会長が特に必要と認めたとき		会長が適当と認めた程度の慶弔、餞別または見舞等の金品	

【別表 2】

(組 合 役 員 関 係)

項	区 分	本人が会員組合の会長、理事(組合)長るとき	本人が会員組合の常勤役員るとき
1	叙勲、褒章、知事表彰などを受けたとき	30,000円	
2	退職したとき (在職5年以上)	30,000円	
3	本人が死亡したとき	供花、櫛及び	30,000円以内
	本人の父母または妻子が死亡したとき	櫛及び	30,000円以内
	本人が1カ月以上入院したとき		30,000円以内 程度の見舞金
4	その他会長が特に必要と認めたとき	会長が適当と認めた程度の慶弔、餞別または見舞等の金品	